ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社 代表取締役会長 豊田章男 殿 代表取締役社長 佐藤恒治 殿

> フィリピントヨタ自動車労働組合 Toyota Motor Philippines Corporation Workers Association(TMPCWA)

> > 執行委員長 エド・クベロ

フィリピントヨタ労組を支援する

代 表 山際正

フィリピントヨタ労組を支援する変換の分

共同代表

若月忠

共同代表

平山東の媛子

フィリピントヨタ社における長期労働争議の解決に関する抗議および要請

貴社、益々のご繁栄のこととお慶び申し上げます、

ご承知のように、フィリピントヨタ社における労働争議は 24 年目を迎えましたが、未だに解決しておりません。フィリピントヨタ自動車労働組合(以下、TMPCWA)は 2000 年3月に労働者の過半数の支持を得て、社内で唯一の交渉権を持つ労働組合として、フィリピン国内法に沿って正式に認証されました。しかし、フィリピントヨタ社は因縁をつけてこれを認めず、一切の交渉を拒否続けました。2001 年3月 16日にはフィリピン労働雇用省長官の裁定で、TMPCWAの正当性が確認されましたが、まさにその日に会社側はこれにも従わず、233名の組合員を解雇して組合費しを謀ったことが争議の発端です。

TMPCWA はこの不当労働行為を国内外の労働組合、労働団体、労働機関に訴えて支援を呼びかけてきました。 ILO (国際労働機関) の「結社の自由委員会」にも申し立てました。同委員会は解雇不当の勧告を発すると共に、争議解決のために数次に亘る勧告を行い、2009 年にはハイレベルミッション(高位使節団)を現地に派遣しました。しかし、フィリピントヨタ社はフィリピン政府や ILOの解決のための仲介を拒否しています。さらに、多国籍企業の責任ある行動を求める経済開発協力機構(OECD)の日本連絡窓口 (NCP) からも「多国籍企業行動指針」の尊重を求める声明が出されています。声明文の結語には「トヨタ自動車およびトヨタ自動車フィリピンに対し、多国籍企業行動指針を尊重しつつ、活動することを求める。」とあることを両社はしっかりと認識すべきです。

私たちは、フィリピントヨタ社と深い関係を持つ責社にも、早期解決を働きかけ、本件争議の解決を再三要請してきました。フィリピントヨタ社の役員人事に関しては、毎回トヨタ自動車本社から新社長を派遣し、日本トヨタ本社豊田章男現会長自らがイベントごとに現地を訪れて、フィリピントヨタ社の経営、労務管理に大きな影響力を発揮していることは明らかです。しかし、私たちが争議の早期解決を求める要請書を携えてトヨタ自動車本社を訪れる度に、責社は一貫して要請書の受け取りすら拒否してきました。一昨年8月には、いつものように受け取りを拒否したため強く抗議すると、しぶしぶ受け取ったものの、翌月に要請書への回答を受け取りに訪れたところ、「要請書は受け取っていない、だから回答しようがない、テーブルの上に文書が置いてあると次に来る客に迷惑だから処分した。」との発言があり、その非常識な対応には全く開いた口が塞がりませんでした。さらに昨年9月に訪れた際には、守衛が入構を阻止しようとしたため、その横をすり抜けようとすると、その守衛がわざと突然靴底が見えるほどに派手に転んで

見せたではありませんか。傷害事件にでも仕立てたかったのでしょうか?笑ってしまうほどの猿芝居でした。一体全体、そこまでして、フィリピントヨタ社の争議を解決させまいという魂胆は何なのでしょうか? それでも、本年2月2日付でトヨタ自動車事務封筒にて、「2023年9月18日および10月27日付レターについて」なる文書が送付されてきました。争議となって以来、初のトヨタ自動車からの「回答書」であり、期待を持って開封しましたが、その内容にはガッカリしています。そもそも、発信者の部署、氏名、連絡先の記載がなく、送付先名すら書かれていないという、誰が、誰宛に書いたかも不明な無責任な「怪文書」とも呼ぶべきものでした。本文も A4 用紙一枚に、あいさつ文も含めてわずか15行の儀礼的な文書であり、組合つぶしやILO 勧告無視などについては一言も触れていません。

しかしながら、文末に一行空けて「弊社も引き続き、フィリピントヨタ社が誠実に本件を対応していく よう、支援してまいります。」とあることには注目しています。そのまま解釈すれば、トヨタ自動車として も争議の解決を望んでいると解釈できますが、本意は如何なるものでしょうか?どのような解決、収束を 考えているのか、フィリピントヨタ社への支援とは具体的に如何なるものかも知りたいところです。

それゆえ私たちは以下、フィリピントヨタ社の争議の円満解決のための質問をさせて頂きます。

質問1. 送付された2月2日付回答書に記載された宛名について

送付された封筒に記載された宛名は、「若月忠夫」「田中九思雄」「山際正道」の個人名であり、昨年9月に貴社に対して文書を発した3団体の名前はどこにも記載されておりません。よって、回答書を私たち3団体への回答と理解して良いのか、いささか判断に迷います。貴社が本当に私たち3団体とのコミュニケーションをもつ気があるのか、確認の意味を含めてお伺いします。

質問2.送付されてきた2月2日付回答書の差出人名の記載について

逆に送付されてきた2月2日付回答書の差出人名の記載についても「トヨタ自動車株式会社」と 記載されているのみで、担当部署・担当者名が記載されていません。貴社は社内外のステークホ ルダーとの文書のやり取りでも、通常このような文書を発しておられるのでしょうか?貴社が敢 えて連絡先を伏せてコミュニケーションを取りづらくしているように思われますが、貴社の真意 を教えてください。

質問3. 紛争解決へ向けた基本的な姿勢について

貴社はフィリピントヨタ社の親会社として、これまでどのように関与されてきたのか、今後解決 のためにいかなる方策を考えておられるのかをお尋ねしたい。

質問 4. 争議解決のための面談について

争議解決のための面談を貴社担当部署、ご担当殿と行いたいと思います。日時、場所をご提案下さい。

以上、本質問に対する回答を、本年10月31日までに、文書にて頂けるようお願いします。

なお、貴社ご回答の有無および内容については、ILO 結社の自由委員会と、フィリピン政府労働雇用省 に連絡しますので、ご承知置き下さい。

また、本件は貴社が掲げる「トヨタ自動車人権方針」並びに国連「ビジネスと人権に関する指導原則」 の実施に密接に関係するものゆえ、貴社の対応いかんにより相応の報いを受けることも、ご承知置き下さ い。

以上

<本件の連絡先>

フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会事務局

〒470-1202 豊田市渡川町乗蔵 28-3 服部方 電話 090-1729-5575